

相馬市地域見廻り協議会設置要綱

(目的)

第一条 市は、「相馬市安全で住みよいまちづくり条例」第5条の規定に基づき、相馬警察署、相馬市教育委員会等の協力のもと、市民が安全で安心して生活できるよう、市民と協働で諸活動に取り組むため、相馬市地域見廻り協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織し、市長及び警察署長連名により委嘱する。

- 一 区長会の代表者
- 二 各地区防犯協会の代表者
- 三 市内の各種防犯団体の代表者
- 四 市内の特定非営利活動法人(子どもの健全育成)の代表者
- 五 市消防団の代表者
- 六 市立学校父母と教師の会の代表者

(任期)

第三条 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議及び協議事項)

第五条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、相馬市地域見廻り事業(以下「見廻り事業」という。)及び市民の安全・安心に資する事業について協議する。

(地区委員会)

第六条 協議会に、見廻り事業を実施するため、次に掲げる地区委員会を置く。

- 一 中村西部地区委員会
- 二 中村中部地区委員会
- 三 中村東部地区委員会

- 四 大野地区委員会
- 五 飯豊地区委員会
- 六 八幡地区委員会
- 七 山上地区委員会
- 八 日立木地区委員会
- 九 磯部地区委員会
- 十 玉野地区委員会

2 地区委員会に地区委員長及び地区副委員長を置き、地区委員長及び地区副委員長は、各地区の互選により選出するものとする。

3 地区委員長は地区委員会を開催し、活動のための協議を行う。

4 地区副委員長は地区委員長を補佐し、地区委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(各地区委員会長会議)

第七条 市は、各地区委員長による会議を開催し、各地区委員会の活動報告等の把握に努める。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、相馬市地域防災対策室において処理する。

(委任)

第九条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

【参考】

相馬市安全で住みよいまちづくり条例

平成十七年九月二十八日
条例第十五号

(目的)

第一条 この条例は、犯罪、事故その他の市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威、危険等を未然に防止し、市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において市民とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 市内に住所を有する者

二 市内に滞在する者

三 市内に所在する土地、建物、店舗、事業所等の所有者又は管理者及び事業所等に勤務する者

(市の責務)

第三条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

一 安全で住みよいまちづくりに向けての啓発

二 安全で住みよいまちづくりに向けての市民の自主的な活動の育成

三 安全で住みよいまちづくりに向けての環境整備

四 その他この条例の目的を達成するために必要な事項

(市民の責務)

第四条 市民は、この条例の目的を達成するための施策が効果的に行われるよう相互に協力するとともに、自ら生活安全上必要とする措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係機関との連携)

第五条 市は、地域の生活安全活動を効果的に推進するため、関係機関、関係団体等と相互に連携を図るものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

相馬市地域見廻り協議会 委員名簿

(敬称略)

N o	役職	氏名	団体役職
1	会 長	桑 折 健 一	相馬地区防犯指導隊副隊長
2	副会長	武 島 昭 良	相馬地区少年警察ボランティア協会会長
3	委 員	南 部 浩 一	東部防犯協会会長
4	〃	荒 川 勝 洋	西部防犯協会会長
5	〃	荒 忠 浩	八幡防犯協会会長
6	〃	飯土井 光 毅	細田防犯協会会長
7	〃	門 馬 健	飯豊防犯協会会長
8	〃	安 齋 博 幸	日立木防犯協会会長
9	〃	荒 雄 一	大野防犯協会会長
10	〃	門 馬 文 衛	磯部防犯協会会長
11	〃	荒 雄 一	山上防犯協会会長
12	〃	後 藤 成 美	玉野防犯協会会長
13	〃	伊 藤 一 郎	副霊山防犯協会会長
14	〃	山 本 千鶴雄	相馬地区防犯指導隊顧問
15	〃	志 賀 政 行	相馬地区防犯指導隊中部分隊長
16	〃	羽根田 万 通	NPO法人 相馬フォロアーチーム理事長
17	〃	荒 忠 夫	相馬市消防団長
18	〃	土 屋 大 典	相馬市立学校P T A連絡協議会副会長

趣 意 書

過日、市内において女子高校生の連れ去り未遂事件が発生するなど治安が悪化している状況に加え、現在、市内には、東日本大震災の復旧・復興事業に伴い、市外から多くの土木作業員や除染作業員が居住している状況であります。

市といたしましては、市民と一致団結しながら、地域の力で犯罪のないまちづくりを推進するために、警察署、行政区、消防団、防犯協会などによる「相馬市地域見廻り協議会」を設立したいと考えております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、震災以前のように子どもや女性が安全で安心して生活できる環境を取り戻すために、是非この主旨をご賛同いただき格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年2月12日

相馬市長 立 谷 秀 清

相馬市地域見廻り事業実施要領

1. 目的

東日本大震災の復旧・復興事業に伴い、市内には、市外から土木作業員や除染作業員が多数居住しており、市民が犯罪や事故に巻き込まれる危険性が懸念されることから、市は、市民と協働により、防犯活動を推進するとともに、市民の防犯意識を高め、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを目指す。

2. 実施主体

相馬市地域見廻り協議会及び各地区委員会

(事務局 相馬市役所地域防災対策室 電話0244-37-2121)

3. 事業概要

(1) 実施内容

地区委員会は、ボランティア会員を募り、地区委員会ごとに計画したコースで見廻りを実施する。

(2) 実施日時

平成28年3月1日から実施する。実施日は、土日・祝日及び学校の長期休業期間を除く平日とし、時間は午後3時から午後7時までとする。

(3) 実施体制

実施体制は、2陣体制とし、第1陣は午後3時から午後5時まで、第2陣は午後5時から午後7時までとする。

(4) 地区委員会ごとの見廻り車数

各地区の見廻り車数は、次の台数を目標とする。

(ア) 中村西部地区	4台		25台 × 2陣
(イ) 中村中部地区	4台		
(ウ) 中村東部地区	3台		
(エ) 大野地区	4台		
(オ) 飯豊地区	3台		
(カ) 八幡地区	2台		
(キ) 山上地区	1台		
(ク) 日立木地区	2台		
(ケ) 磯部地区	1台		
(コ) 玉野地区	1台		

(5) 実施方法

- (ア) 見廻りは、警察等関係機関と協議したルートとする。
- (イ) 見廻りの際は、使用する車に「見廻り御用」のステッカーを貼る。
- (ウ) 見廻りの際は、市が配布するベストを着用する。
- (エ) 犯罪を目撃、または不審者（車）等を発見した場合は、あらかじめ指定した警察署の連絡先へ直ちに通報し、特徴や車両ナンバー等を記録しておく。
- (オ) 見廻り実施後は、活動状況を日誌に記載する。
- (カ) 地区委員会委員長は、活動月の翌月10日までに1か月分の活動実績及び請求書を協議会事務局に提出する。
- (キ) 協議会事務局は、活動実績に基づき、2時間あたり1台につき2,000円を車両借り上げ及び燃料代として支給する。

(6) その他留意事項

- (ア) 見廻り活動の拠点として、各地区公民館等を使用する。ただし、公民館等の活動に支障を及ぼさないよう留意する。
- (イ) 見廻りの際は、交通ルールを守り事故に遭わないよう十分に注意する。
- (ウ) 各地区委員会の会員は、ボランティア保険に加入しているが、この保険の補償内容に車両事故は含まれてないことから、交通事故を起こさないよう注意して活動する。

4. 事業開始までのスケジュール

(1) 地区委員会の設置

最初の地区委員会の設置については、中村中部地区を除く九つの地区は、各地区防犯協会会長に、中村中部地区は、中部地区防犯指導隊に依頼する。

なお、地区委員会の設置に際して事業内容の説明等で必要があれば、協議会事務局職員を派遣する。

(2) ボランティアの募集

地区委員会ごとにボランティア会員を募り、2月24日（水）までに会員名簿を協議会事務局へ提出する。

(3) 見廻り計画の作成

地区委員会ごとに見廻りを実施するコースと日程、並びに当番を記載した計画書（任意様式）を作成し、会員名簿とともに協議会事務局へ提出する。

(4) 出発式の開催

3月1日（火）午後3時から相馬市役所前で、中村西部地区委員会の見廻りパトロール隊の出発式を実施。その他の地区での出発式については、各地区委員会で検討のうえ協議会事務局へ報告する。